別表（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 添付が必要な書類 | 留意事項 |
| 市産材証明書の写し | 市の区域内の山林から森林法（昭和26年法律第249号）その他の法令に照らし手続が適切に行われ、伐採された原木を使用し生産されていることが分かる証明書 |
| 建築基準法に基づく検査済証の写し | 建築基準法（昭和25年法律第201号）第７条又は第７条の２に規定により交付された検査済証の写し。ただし、建築確認の申請が必要ない住宅の場合は、建築工事届の写し |
| 工事請負契約書の写し | 令和４年４月１日以降の契約の締結日､金額及び契約者が分かること。 |
| 省エネ基準に適合していることを証する書類として、右欄に掲げるもののうち、いずれか１つ | １　品確法第６条の規定による設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示別表１に基づき、断熱等性能等級が等級４及び一次エネルギー消費量等級が等級４又は等級５に適合することを証するものに限る。）の写し  ２　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第１項の規定による低炭素建築物新築等計画を同法第54条の規定により認定を受けた通知書の写し  ３　建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度による認証を受けている場合には、当該認証により星による５段階のマークによる表示のうち、星の数が２以上の示す認証を受けたことを証する書類の写し |
| 劣化対策が行われていることを証する書類のうち、いずれか１つ | １　品確法第６条の規定による基づく設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示別表１に基づき、劣化対策等級（構造体等）が等級２以上であるものに限る。）の写し  ２　独立行政法人住宅金融支援機構が取り扱うフラット３５の適合証明書の写し  ３　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第７条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し |
| 長期優良住宅の建設によって、第５条第２項第２号の適用を受け補助金の額の加算の対象となる場合の書類 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第７条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し |
| 完成した住宅の写真 | 外観及び内観が分かるものとする。 |
| 領収書の写し、預金通帳の写しその他補助対象事業に要する経費を支払ったことが分かる書類 | 品目､金額及び支払先が分かるものであること。 |
| 気密測定の気密性能試験結果書の写し | 住宅の完成時において、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が認定する気密測定技能者が実施する気密性能試験結果において、相当隙間面積の値が１㎡当たりにつき、１㎠以下であることが分かるものとする。 |
| その他市長が必要と認める書類 | 事業実施のため、特に必要と認める場合に別途求める｡ |